

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十六号

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「申請者」の下に「（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人）」を加える。

第八条の三第二項第四号中「前条第一項第一号及び第三号の書面」を「登記事項証明書（法定代理人が法人の場合に限る。）並びに前条第一項第一号及び第三号の書面」に改める。

4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな 氏 名	生年月日
	住 所	郵便番号（ — ）

電

第一号様式（裏面）中

4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	ふりがな 氏 名	法人にあっては、 名称、代表者の氏 名及び生年月日
	住 所	

を

年 月 日

)

話番号 () -

5	法定代理人 が法人である 場合のその役 員の職氏名	

生年月日 年 月 日		
郵便番号 (-)		
電話番号 () -		
	ふりがな	
職	氏 名	

に、「5金」を「

の「食」に改める。

「法人の役員
本 人
法定代理人」を「法人
本 人
法定代理人」に

め、同様式の備考中「法定代理人」を「法定代理人(法人)の役員」に改める。

第三号様式中「法定代理人」を「法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。